

# 木更津市消防本部からのお知らせ



平成20年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

(共同住宅・店舗併用住宅も該当になります。)

## 【なぜ火災警報器をつけることに？】

- ・住宅火災の逃げ遅れによる死者の発生を低減することを目的とした消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、木更津市火災予防条例で設置・維持の基準が定められました。

## 【どこに設置するの】

- ・寝室（寝室として使用している部屋）及び階段部分です。（裏面参考）
- ・台所の設置義務はありませんが設置するよう努力してください。

## 【どこで売っているの？】

- ・消防用設備取扱店、家電量販店、ホームセンターなどで購入できます。

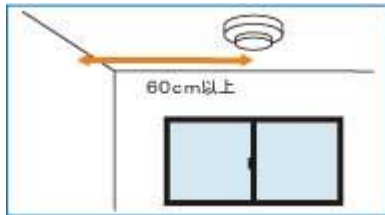
## 訪問販売にご注意！！

住宅用火災警報器の設置義務化を契機として、不適正な訪問販売等の増加が危惧されます。消防職員や市役所職員が直接訪問販売を行ったり、特定の業者に販売を委託することはありませんので、十分注意してください。何か不審に思ったり、不安を感じたら消防本部予防課へ、また一旦契約しても訪問販売や電話勧誘販売などでは解約（クーリングオフ制度など）ができる場合があります。不明な点は、消費生活センターまでお問い合わせください。

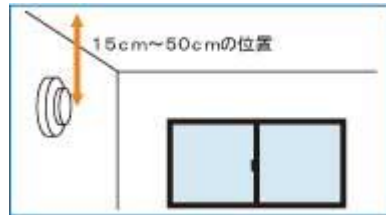
消防本部予防課 ☎ 23-9183

木更津市消費生活センター ☎ 20-2234

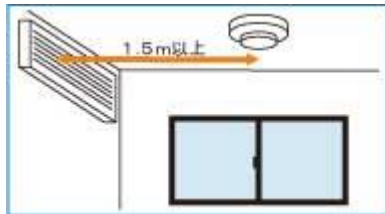
# 警報器設置位置



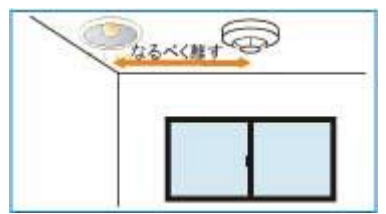
壁・梁から60cm  
以上離す



壁面に取り付ける場合は  
天井面下15cmから50cm  
までの範囲



空調等の吹き出し口か  
ら1.5m以上離す



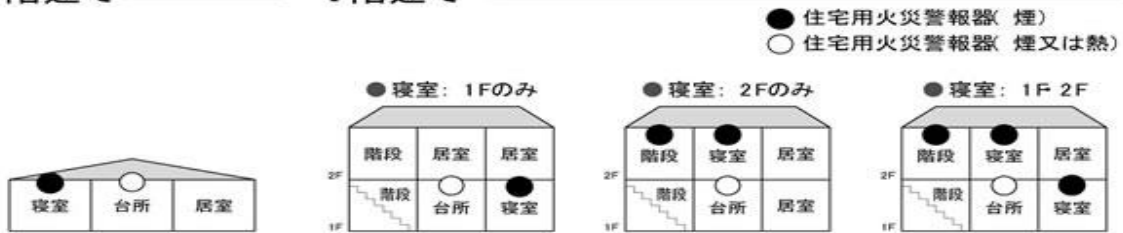
照明など熱を発生するも  
のからなるべく離す

## 警報器設置例

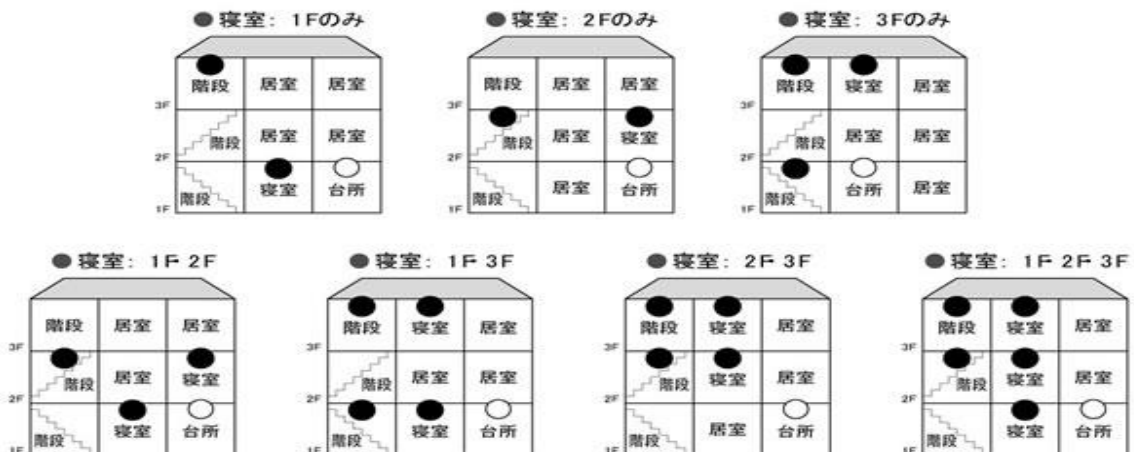
●設置義務 ○設置推奨

### 1 階建て

### 2 階建て



### 3 階建て



警報器を設置する必要がなかった部屋で居室(7㎡)が5以上ある場合

